

## 横須賀市の生活に役立つ地域の情報事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の地域での暮らしを支援するため、民間企業、NPO法人、ボランティア団体等の多様な主体による様々なサービスや人が集う場の情報について、市が可能な範囲で把握し、当該情報を高齢者本人、その家族、地域包括支援センター、居宅介護支援事務所等に提供するための情報環境（以下「横須賀市の生活に役立つ地域の情報」という。）の整備に必要な事務手続き及び掲載情報について定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 利用者 横須賀市の生活に役立つ地域の情報を利用する高齢者本人、その家族及びその利用を支援する者をいう。
- (2) 掲載者 横須賀市の生活に役立つ地域の情報に情報を掲載している者をいう。
- (3) 掲載希望者 横須賀市の生活に役立つ地域の情報に情報掲載を希望し、申請を行う者をいう。

### (情報掲載媒体)

第3条 市長は、情報掲載を行う媒体（以下「情報掲載媒体」という。）を決定し、定期的に運用の方法や内容を点検する。

### (掲載情報)

第4条 情報掲載媒体に掲載する情報は、介護保険等の社会保険制度に基づく公的サービスを除く高齢者の地域での暮らしに資するものとし、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市が設置する施設及び組織に関する情報
  - (2) 民間企業、NPO法人、ボランティア団体等により現に提供されているサービス
  - (3) NPO法人及びボランティア団体を実施している集いの場
  - (4) 市内で行われる営利を目的としないイベント情報
  - (5) その他市長が必要と認める情報
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、掲載の対象としない。
- (1) 法令に違反するもの又は違反するおそれのあるもの
  - (2) 法律に定めのない医療類似行為を行うもの
  - (3) 法律に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
  - (4) 基本的人権を侵害するもの又は侵害するおそれのあるもの
  - (5) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
  - (6) 政治的活動若しくは宗教的活動又はこれらに係るもの

- (7) 意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (8) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (9) 高齢者の保護の観点から適切でないもの
- (10) 誇大な表現、根拠のない表示又は誤解を招くような表現のあるもの
- (11) 責任の所在が明確でないもの
- (12) 公共機関が掲載されているサービス等を推奨し、保証し、指定しているなどのような表現のあるもの
- (13) その他市長が別に定める掲載するものとして不適切と判断するもの

(申請の要件)

第5条 掲載希望者の申請の要件は、市長が別に定める。

(情報掲載内容等の審査)

第6条 市長は、本要綱に基づき、掲載内容及び掲載希望者に関する審査を行い、掲載の可否を判断することとする。

(掲載希望者の募集)

第7条 掲載希望者の募集は、市ホームページ等で行う。

(掲載申請に関する手続き等)

第8条 掲載希望者は、市長に対し、電子申請システム(e-kanagawa)により申請するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により申請された情報の内容及び掲載希望者について第6条の規定により審査を行い、掲載することが適当であると承認したときにあつてはその旨を、掲載することが不適當であるとしたときにあつては、その理由を書面等により通知する。

(情報シート等の補正)

第9条 市長は、前条第1項の規定により申請された情報の内容に不備があるときは、掲載希望者に補正を求めるものとする。

(掲載有効期間等)

第10条 情報掲載媒体における掲載有効期間は、第8条第2項の規定による承認通知日から当該日の属する年度の3月31日までとする。ただし、掲載有効期間満了の30日前までに掲載者から次条第2項の規定による届出がない限り、掲載有効期間はさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(掲載情報の変更及び取下げ)

第11条 掲載者は、情報掲載媒体に掲載されている情報について変更がある場合は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 掲載者は、情報掲載媒体への掲載を取り下げる場合は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

3 前2項の規定による届出は、電子申請システム(e-kanagawa)により行うものとする。

(掲載情報の外部提供)

第12条 市長は、第8条第2項の規定により掲載を承認したとき又は前条の規定による変更若しくは取下げの届出があったときは、情報掲載媒体を管理・運営する法人に掲載希望者又は掲載者に関する情報を提供することができる。

(掲載の取消し及び中止)

第13条 市長は、情報掲載媒体に掲載されている情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、掲載者の同意なしに掲載を取り消し、又は一時的に掲載を中止するものとする。

(1) 第1条に掲げる趣旨以外の目的に使用されるおそれがある場合

(2) 第4条第2項又は第5条の規定に違反した場合

(3) 掲載情報に虚偽又は重大な瑕疵の記載がある場合

(4) 情報掲載媒体の適切な運用又は管理が困難となる場合

(5) その他市長が別に定める事由に該当する場合

(その他の事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、情報環境の整備に関し必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。